目

次

示

○保安林の指定の予定(二件)

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○道路の供用開始 公 告

○開発行為に関する工事の完了 教育委員会

○教育委員会定例会の開催

正 誤

中

○宮城県公報令和二年号外第四七号(令和二年十二月二十三日付け)

宮

告

示

○宮城県告示第七十四号

林の指定を解除する。

令和三年二月五日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

宮城県知事

村

井

嘉

浩

牡鹿郡女川町飯子浜字飯子一九の六 解除に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

魚つき

行

三

解除の理由

発 宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火,金曜日発行)

○宮城県告示第七十五号

道路用地とするため

森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年二月五日

ページ

保安林予定森林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

伊具郡丸森町舘矢間山田字南五八の一、字小巻三六の一・三七

(以上二筆について次の図に示す

同

(森林整備課)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

部分に限る。)

課

(建築宅地課)

 \equiv

 (\equiv)

(道

路

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐とする

字南五八の一 (次の図に示す部分に限る。)、字小巻三六の一、三七

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、 次のとおりとする。 省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林

○宮城県告示第七十六号

整備課)及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、 令和三年二月五日 農林水産大臣から通知があった。

保安林予定森林の所在場所

栗原市一迫字長崎不動西三六の

井 嘉

宮城県知事 村

浩

(「次のとおり」は、省略し、

その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び栗原市役所

次のとおりとする。

指定の目的

水源の涵養

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

 (\Box) 備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

○宮城県告示第七十七号 に備え置いて縦覧に供する。) 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

令和三年二月五日

林の指定施業要件を変更する予定である。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿郡女川町(次の図に示す部分に限る。) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

宮

城

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

牡鹿郡女川町 (次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

整備課)及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」 一及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林

○宮城県告示第七十八号

開始するので告示する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、令和三年二月五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事

令和三年二月五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

県 種道 路 類の 道 仙台塩釜線 路 線 名 同市中の島無番地先まで塩竈市舟入一丁目無番地先から 供 用 開 始 0) 区 間 令和三年 供用開始年月日 午前十時

公

告

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

令和三年二月五日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

宮城県知事 村

十番一の地先の水 番一、十九番二、二十番、 十一番、 四番三、七番一、八番、 百四十番、 一、百二十九番一、百三十八番一、百三十九番、 十二番二、百二十三番、 一、百四十六番、 二十三番、四番三の地先の道、十二番の地先の道、 東松島市小野字宮前三十一番、三十二番一、三 十六番一の一部、 十二番、 百四十一番、 十三番、 三十二番一の地先の水、字竹沢 九番、十番一、十番二、 百二十五番、百二十六番 百四十四番、百四十五番 二十一番、二十二番、 十七番、十八番、十九 十四番一、十四番二、